

決 定 要 旨

被 審 人（住所）大阪府大阪市北区菅原町 2 番 1 6 号 FUJIOBLDG.

（名称）株式会社フジオフードグループ本社

（法人番号 2120001093715）

上記被審人に対する令和 5 年度（判）第 1 5 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1 2 0 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 6 年 2 月 2 7 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

金 融 庁 長 官 栗 田 照 久

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、大阪市北区菅原町2番16号 FUJIOBLDG. に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所プライム市場に上場されている会社である。

被審人及び被審人の連結子会社は、助成金収入の過大計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、近畿財務局長に対し、下表のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	令和3年11月12日	第23期第3四半期(令和3年7月1日～同年9月30日)に係る四半期報告書	令和3年1月1日～同年9月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が472百万円であるところを944百万円と記載	助成金収入の過大計上
2	令和4年3月30日	第23期(令和3年1月1日～同年12月31日)に係る有価証券報告書	令和3年1月1日～同年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲489百万円であるところを709百万円と記載	助成金収入の過大計上
				連結貸借対照表	連結純資産額が3,925百万円であるところを5,123百万円と記載	
3	令和4年5月13日	第24期第1四半期(令和4年1月1日～同年3月31日)に係る四半期報告書	令和4年1月1日～同年3月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が3,408百万円であるところを4,598百万円と記載	当四半期前の助成金収入の過大計上

4	令和4年 8月12日	第24期第2四半期（令和4年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	令和4年4月1日～同年6月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が3,574百万円であるところを4,749百万円と記載	当四半期前の助成金収入の過大計上
---	---------------	--------------------------------------	------------------------------	------------	-----------------------------------	------------------

（注）金額は百万円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表の番号2の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第6項

表の番号3及び同4の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1及び同2の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第23期事業年度（令和3年1月1日から同年12月31日まで）第3四半期（令和3年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第23期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第23期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第23期第3四半期報告書	3,598,429円
第23期有価証券報告書	3,622,883円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第23期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第 23 期有価証券報告書については、6,000,000 円となる。

ここで、第 23 期第 3 四半期報告書及び第 23 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 23 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

$$\begin{aligned} & \text{第 23 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は} \\ & 6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) \\ & = 2,000,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{第 23 期有価証券報告書に係る課徴金の額は} \\ & 6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) \\ & = 4,000,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

となる。

表の番号 3 及び同 4 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 24 期事業年度（令和 4 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）第 1 四半期（令和 4 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 24 期第 1 四半期報告書」という。）及び同事業年度第 2 四半期（令和 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 24 期第 2 四半期報告書」という。）ごとに算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 24 期第 1 四半期報告書	3,509,185 円
第 24 期第 2 四半期報告書	3,631,599 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 24 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 24 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

となる。